

# 計画に係る用語集

資料編

## あ行

一時保護	児童福祉法第33条の規定にもとづき、児童相談所長が必要と認める場合に、子供を一時保護所に入所させること又は児童福祉施設等に一時的に保護を委託すること。虐待等の理由によりその子供を家庭から一時引き離す必要がある場合や、棄児、迷子、家出した子供等、保護者がないために緊急に保護する必要がある場合などに行われる。
------	---

## か行

家庭的養護	社会的養護の一つで、家庭的な環境の下で子供たちを養育する制度。養育家庭、ファミリーホーム、グループホームなどがある。 (→「社会的養護」を参照)
虐待対策コーディネーター	児童虐待に対応するため、主に子供家庭支援センター内の調整や関係機関との連携を担う人材のこと。具体的には、センター全体のケースの割り振りや助言、進行管理、個別ケース検討会議の要否の決定、個別ケースにおける関係機関との調整等を行う。
キャリアパス	職位や職責に就くために必要な業務経験やその順序、配置異動等のルートなど。
グループホーム	地域の中で家庭的な雰囲気の下、6人程度の子供を養育する小規模施設。家庭的養護と施設養護の両方の体系を持った制度 (→「社会的養護」を参照)
合計特殊出生率	その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子供を生むと仮定した時の子供の数に相当する。
子供	本計画においては、児童福祉法における「児童」と同様に、満18歳未満の者を指す。

## さ行

児童福祉司	児童相談所の職員であって、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基いて必要な指導等を行う。 ※児童福祉法
児童養護施設	保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護をする児童を入所させて、これを養護し、併せて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設 ※児童福祉法 (→「社会的養護」を参照)

社会的養護	<p>様々な事情により家庭で暮らすことのできない子供たちを家庭に代わって、公的に養育する仕組み。家庭的な環境の下で子供たちを養育する「家庭的養護」と、児童養護施設や乳児院などの児童福祉施設で養育する「施設養護」に大きく分けられる。</p> <p style="text-align: center;">社会的養護の体系→</p>
自立援助ホーム	<p>義務教育終了後に、児童養護施設や児童自立支援施設を退所し、就職する子供等のうち、なお援助の必要な子供を入所させ、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行うこと等によって、社会的に自立するよう援助する施設</p>
親族里親	<p>両親の死亡等により養育ができない等の一定の要件を満たす児童を引き取り養育する、児童の扶養義務者及びその配偶者からなる親族家庭。家庭的養護の一類型。</p>

## た行

第三者評価	<p>第三者（評価機関）の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者に公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取り組みを促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指す制度</p>
東京都福祉保健基礎調査	<p>社会福祉や保健・医療施策推進の基本資料とするため、毎年、福祉の各分野のニーズの高いテーマを選定、実施している。（平成 17 年度までは「東京都社会福祉基礎調査」という名称）</p> <p>「東京の子供と家庭」は昭和 57 年度から 5 年毎に行つており、平成 24 年度調査で 7 回目。</p> <p>平成 24 年度の調査対象は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①東京都内に居住する、小学生までの子供を養育する 4,800 世帯</li> <li>②東京都内に居住する、20 歳未満の子供を養育するひとり親 1,200 世帯</li> <li>③上記①②の世帯の子供の養育者（父親や母親等）</li> </ul>
特別支援教育	<p>障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導</p>

	及び必要な支援を行うものである。また、知的な遅れのない発達障害も含めて、全ての学校において実施し、様々な人々が活躍できる共生社会の形成の基礎となるものである。
--	---

**な行**

乳児院	乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、併せて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設 ※児童福祉法 (→「社会的養護」を参照)
-----	--

**は行**

発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの ※発達障害者支援法
ピアカウンセリング	同じ悩みや問題を持つ人同士で行う相談のこと。
ファミリーホーム	養育者の住居において、5人又は6人の子供を養育する制度。家庭的養護の一類型 (→「社会的養護」を参照)
放課後子ども総合プラン	共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることを目指した国のプラン。 (東京都においては放課後児童クラブを「学童クラブ」と称している。)

**や行**

ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、都市や生活環境をデザインすること。
養育家庭	家庭で暮らすことができない子供を、養子縁組を目的とせずに、一定期間養育する家庭。家庭的養護の一類型。 なお、専門養育家庭とは、専門的ケアを必要とする被虐待児、非行等の問題を有する児童及び障害児を、養子縁組を目的とせずに、一定期間養育する家庭のこと。 (→「社会的養護」を参照)
養子縁組里親	養子縁組を前提として、児童を養育する家庭。家庭的養

	護の一類型。 (→「社会的養護」を参照)
要保護児童	保護者の無い児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童 ※児童福祉法より
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会

### わ行

ワーク・ライフ・バランス	「仕事」と、子育てや親の介護、地域活動等の「仕事以外の生活」との調和がとれ、その両方が充実している状態
--------------	---